

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (上松)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月10日、令和6年1月21日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

主な作目は水稲と果樹(ぶどう)である。水稲は27戸のうち営農組合参加戸数は16戸、残り11戸は自己完結型農業。意向調査回答35名のうち、24名(約70%)が60歳以上であり、40代、50代に人数が少ない中で集落内の農地を守っていけるか不安を抱えている。ぶどう農家は現在7戸、高齢化により規模が減少するなかで、現在の担い手も自身が栽培管理している面積で手一杯であり、拡大の余力がない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

作目は引き続き、酒米『山田錦』と地域ブランド品である『ぶどう』を中心に生産を行う。水稲は、既存の営農組合員とこれから参加する組合員との差の調整は必要であるが、これからは農業ができなくなる人が加入してくることが目に見えているため、上松全体で助け合える農業、ひいては地域づくりを目指す。そのために、営農組合は持続可能とするため、また農地集積を進めていくため、任意組合から集落営農法人化を前向きに進めて行く。ぶどうは、園地が地区所有のこともあり、今までは地元のぶどう生産者しか生産ができなかったが、現在、空き園地で新規参入者が生産を始めているため、今後、円滑に就農できる方法等を検討しながら、ぶどう生産者の後継者育成も行って行く。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落内の農地全体が、多面的機能交付金のエリアと同一であり、生産、維持、管理を行っていく農地のため、ぶどう園地を含めて集落内全体とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在営農組合に加入していない方や、農地バンクを活用した農地の貸し借りの意向がない方にも集積の話しを持ち掛けており、将来的には担い手(将来の集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体を農地バンクに貸し付ける方向で検討しており、担い手(将来の集落営農法人)に集積する。その際貸付時期等は行政と調整をしながら進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落内は、ほ場整備済農地であるが、集落営農法人が効率的な管理作業ができるように、1区画を1ha程度の大区画化にすることも今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の受け入れについて前向きな農地所有者も多く、ぶどう生産者においては既に受入を始めているため、三木市や加西農業改良普及センターとも連携し、引き続き多様な経営体の確保・育成に取り組む。 また、ぶどう生産の新規就農者の意向も確認したうえで、将来、水稻栽培において、集落営農法人のオペレーターとして位置付けていくことも検討していくなど、水稻の担い手確保にも取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は、水稻栽培においてヘリ防除をJAに委託し行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①地区と山林の境に金網柵を設置しているが、隣接地区からの有害鳥獣の進入がある。引き続き、電柵等も活用しながら対策を講じる。
- ③導入予定のドローンを活用し、将来的には営農で防除作業も行う。また、自動操舵等のスマート農機の導入も必要と考えているため、今後も行政と連携しながら、補助金などを活用して機械の導入を進めて行く。